

# 群馬県林業労働力の確保の促進 に関する基本計画（第6期）

## 【変更】

計画期間　自　令和3年　4月　1日  
至　令和8年　3月31日

群　馬　県  
(令和6年3月変更)

# 群馬県林業労働力の確保の促進に関する基本計画

第1 基本計画策定の趣旨	1
--------------	---

## 第2 林業における経営及び雇用の動向に関する事項

1 森林・林業の現状	2
(1) 群馬県の森林	
(2) 群馬県の林業の特徴	
(3) 目指すべき森林・林業の姿	
2 林業事業体の現状と課題	4
(1) 林業事業体	
(2) 森林組合	
(3) 事業の合理化に向けた取組	
3 林業労働力の現状と課題	6
(1) 林業従事者	
(2) 新規就業者	
(3) 離職者	
(4) 女性従事者	
4 雇用管理の現状と課題	10
(1) 雇用管理体制	
(2) 雇用の安定化	
(3) 募集・採用活動	
(4) 教育訓練	
5 林業労働力対策の現状	17
(1) 新規就業者の確保	
(2) 林業従事者の育成	
(3) 雇用の改善	
(4) 林業労働安全衛生	
(5) 第5期基本計画の主な実績	

## 第3 林業労働力の確保の促進に関する方針

1 第6期基本計画の計画期間	19
2 第6期基本計画の基本方針	19
3 林業労働力の確保に関する数値目標	21
(1) 林業従事者数	
(2) その他の数値目標値（指標値）	

#### **第4 事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置に関する事項**

1 事業主が取り組むべき事項 ······	22
(1) 新規就業者の確保	
(2) 林業従事者の育成、技術の向上	
(3) 雇用の改善	
(4) 労働安全の確保	
(5) 事業の合理化、安定化	
2 事業主と関係機関が連携して取り組むべき事項 ······	26
(1) 新規就業者の確保	
(2) 林業従事者の育成、技術の向上	
(3) 雇用の改善	
(4) 労働安全の確保	
(5) 事業の合理化、安定化	

#### **第5 事業主の認定に関する事項**

1 事業主の認定について ······	29
2 改善措置計画について ······	29
3 認定基準 ······	30
(1) 第1期認定基準	
(2) 第2期以降認定基準（再認定基準）	
4 経過措置について ······	32

#### **第6 その他林業労働力の確保の促進に関する事項**

1 群馬県林業労働力確保支援センターについて ······	33
2 関係機関との連携強化 ······	34
3 山村地域の活性化及び定住条件の整備 ······	34
4 森林・林業や山村に対する県民の理解の促進 ······	34
5 林業研究グループや教育機関等による支援の促進 ······	34
6 建設業等異業種との連携促進 ······	35
7 地域の実態に応じた多様な担い手の確保 ······	35
8 外国人材の受け入れ ······	35

# 群馬県林業労働力の確保の促進に関する基本計画（第6期）

## 第1 基本計画策定の趣旨

国では、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「法」という。）を制定し、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置、並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講じている。

また、これらを積極的に進めるため、国として、政策の基本的な方向を明らかにしておく必要があることから、「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」が定められている。

県では、この国の基本方針に即し、「新・群馬県総合計画」や県の森林・林業施策の最上位計画である「群馬県森林・林業基本計画（2021-2030）」（以下「森林・林業基本計画」という。）を踏まえ、本県の実情に応じた事業主の雇用管理の改善及び事業の合理化のあり方、施策の方向等を明らかにするため、法第4条に基づく「群馬県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、林業労働力の確保と育成を推進するものである。

さらに、令和3年6月に閣議決定された森林・林業基本計画や社会情勢等を踏まえ、令和4年10月に国の林業労働力の確保の促進に関する基本方針が変更されたことを受け、基本計画を変更する。

### 計画の位置づけ

【国】（農林水産大臣）  
（厚生労働大臣）

【県】

**林業労働力の確保の促進に関する法律**  
林業労働力の確保に関する基本方針（法第3条）  
・林業における経営及び雇用の動向に関する事項  
・林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向  
・事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置に関する事項  
・その他林業労働力の確保の促進に関する重要事項

新・群馬県総合計画

群馬県森林・林業基本計画  
2021～2030

**群馬県林業労働力の確保の促進に関する基本計画（法第4条）**  
○林業における経営及び雇用の動向に関する事項  
○林業労働力の確保の促進に関する方針  
○事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するため措置に関する事項  
○新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置に関する事項  
○事業主の認定に関する事項  
○その他林業労働力の確保の促進に関する事項（林業労働力確保支援センター等）